

保険証について

- ▽令和4年10月1日からの2割負担の導入に伴い、令和4年度の保険証更新は7月と9月の2回行います。
- ▽負担割合が変更になるかどうかは、9月ごろ届く2回目の被保険者証でご確認ください。
- ▽令和4年10月1日以降は、2回目に送付する青色の保険証をご利用ください。
 - ※ 1回目送付の赤茶色の保険証はご自宅で細断し破棄するか、住民福祉課医療年金係の窓口へ返還してください。

	保険証送付時期	保険証の色	保険証の有効期間
1回目	7月	赤茶色	8月1日～9月30日(1回目送付の保険証有効期間は2カ月です)
2回目	9月	青色	10月1日～令和5年7月31日

後期高齢者医療の保険料・保険証については電話窓口へ

愛知県後期高齢者広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関する電話窓口を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては、下記電話窓口へお問い合わせください。

- 電話窓口 あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570(011)558(通信料がかかります)
- 期間 7月11日(月)～12月28日(水)の午前8時45分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日も開設します)
- ※ 納付方法など納付に関する相談は、住民福祉課医療年金係までお問い合わせください。
- 注意 電話窓口は、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせることや、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら、住民福祉課医療年金係まで連絡してください。

■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1120)



低所得の子育て世帯を対象に、 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯分

- 支給対象者
 - 【申請不要】令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方
 - 【申請必要】平成16年4月2日(障がいのある児童の場合は、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童を養育するひとり親などであって、次のいずれかに該当する方
 - ▽公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ▽新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となった方

ひとり親世帯以外分

- 支給対象者(ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方は除く)
 - 【原則、申請不要】令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の方(ただし、住民税申告がない場合、申請不要の支給対象者に該当しません)
 - 【申請必要】平成16年4月2日(特別児童扶養手当の支給対象である児童の場合は、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童を養育する父母などで、次のいずれかに該当する方
 - ▽令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方
 - ▽新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和4年度の住民税(均等割)非課税相当の収入となった方

- 支給額 児童1人当たり5万円
- 申請手続き 詳しい申請方法については町ホームページを確認してください。
- 申請期間 7月19日(火)～令和5年2月28日(火)
- 問い合わせ先
 - ▽給付金制度に関する問い合わせ
厚生労働省コールセンター(受付時間 平日午前9時～午後6時)
☎0120(400)903
 - ▽申請方法に関する問い合わせ
子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1124)



▲ひとり親世帯分



▲ひとり親世帯以外分

